

外国人の方々で特別教育・安全衛生教育等の受講を希望の皆様へ

林業・木材製造業労働災害防止協会
岐阜県支部

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人労働災害も増加傾向にあり、平成 27 年以降は毎年 2,000 件以上の外国人労働者の労働災害が発生しております。

当支部といたしましては、受講者により深く、講習内容を理解していただくために、令和 7 年 4 月 1 日以降に受講のお申込みをされる外国人の方に関しては、以下のとおり対応させていただることといたしました。何卒、ご理解、ご協力のほど宜しくお願ひいたします。

記

1 申込をする際は

- (1)受講申込書に（別紙 1）日本語能力確認シートを添付して、提出をお願いします。
- (2)申込時の提出書類は、すべて受講者本人の直筆で記載をお願いいたします。

2 受講の際は

- (1)テキストの内容が日本語のままで分かる場合を除き、通訳者を配して受講をいただきますようお願いいたします。

通訳の方が、受講する修了証を取得されていない場合は、通訳者と、専門的・技術的な用語をより詳しい日本語で解説のできる職場の上司等の方が同席して、必要に応じ、簡単な説明を受けながら受講いただきますようお願い致します。

- (2)日本語の理解力に応じ、理解力の確認テストを実施し、理解力が低い項目については、補足講習を行う場合があります。予めご了承ください。
- (3)受講当日、通訳の方が修了証取得の場合、修了証をご持参ください。
外国人受講者の方は、在留カードをご持参下さい。

以上

(別紙 1)

記入年月日

年 月 日

日本語理解力確認シート

注意事項

※1 受講者本人が記載をしてください。

※2 このシートは日本語の理解力のレベルによって、受講をお断りするものではありません。

受講者氏名

①受講者の日本語の理解力について、当てはまるものに○を付けてください。

安全衛生教育等で使われるテキストの内容が日本語のままで分かる
専門用語に振り仮名（ルビ）があれば、安全衛生教育等で使われるテキストの内容が分かる
専門用語を解説する補助教材があれば、日本語の講義でも分かる
専門用語について、母国語等で説明を受ければ、日本語の講義でも分かる
母国語等の通訳者がいないと、日本語の講義は分からない

②受講者の日本語能力の参考となる資格などを書いてください。

(例えは：「日本語能力試験で N4 に認定された」など)

-ここまで

登録教習機関記載欄（受講に対する措置について）